

第四十三回国会
衆議院

通信委員會

議錄第二十九号

(KOH)

昭和三十三年六月十九日(水曜日)

午前十一時三十五分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 大高 康君 理事 岡田 修一君

理事 佐藤洋之助君 理事 中村 寅太君

理事 羽田武嗣郎君

安藤 覺君 有田 喜一君

井村 重雄君 伊藤宗一郎君

浦野 幸男君 上林山榮吉君

推熊 三郎君 橋本登美三郎君

藤井 勝志君 米山 恒治君

受田 新吉君

出席國務大臣

郵政大臣 小沢久太郎君

出席政府委員

郵政事務次官 保岡 武久君

郵政事務官 武田 功君

(大臣官房長)

郵政事務官 金澤 平藏君

(貯金局長)

委員外の出席者

郵政事務次官 西村 尚治君

日本電信電話公 大橋 八郎君

社總裁

日本電信電話公 米沢 滋君

社副總裁

專門員 水田 誠君

六月十四日

委員中山榮一君、畑和君及び受田新

吉君辭任につきその補欠として菅太

郎君、猪俣浩三君及び片山哲君が議

長の指名で委員に選任された。

同日

委員菅太郎君、猪俣浩三君及び片山

哲君辭任につきその補欠として中山

第一君畑和君及び受田新吉君が議長
の指名で委員に選任された。

同月十九日

委員中山榮一君、南條徳男君、保利

茂君、星島二郎君、前尾繁三郎君、森

清君及び森山欽司君辭任につき、そ

の補欠として有田喜一君、藤井勝志

君、浦野幸男君、井村重雄君、米山

恒治君、安藤覺君及び伊藤宗一郎君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員安藤覺君、有田喜一君、井村重

雄君、伊藤宗一郎君、浦野幸男君、藤

井勝志君及び米山恒治君が辭任につ

き、その補欠として森清君、中山榮一

君、星島二郎君、森山欽司君、保利

茂君、南條徳男君及び前尾繁三郎君

が議長の名で委員に選任された。

六月十七日

官人の電話優先架設等に関する請願

(小沢辰男君紹介)(第四三二〇号)

電信電話設備拡充のための第三次五

箇年計画は正に關する請願外一件

(山本幸一君紹介)(第四四七四号)

日本住宅公団南浦和団地内に特定郵

便局設置等に関する請願(大柴滋夫

君紹介)(第四四七五号)

同(栗原俊夫君紹介)(第四四七六号)

同(畑和君紹介)(第四四七七号)

同(和田博雄君紹介)(第四四七八号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本電信電話公社法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第七一七号)

郵便貯金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七二七号)

日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律案

(森本靖君外八名提出、衆法第一七

号)

○本名委員長 これにより會議を開き

ます。

内閣提出の日本電信電話公社の一部

を改正する法律案、森本靖君外八名提

出の日本電信電話公社法の一部を改正

する法律案、郵便貯金法の一部を改正

する法律案、以上三案を議題とし、質

疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを

許します。受田新吉君。

○受田委員 それではひとつ今後の改

正案について基本的な問題点の二、三

を拾ってお尋ねしたいと思ひます。

郵便貯金法の改正にあたりまして

は、これまでに当委員会として重大な

要請がしてあるはずでございます。そ

れは、従来大衆資金を吸収する郵便貯

金の預金者側に対する利用度を高める

意味で、定額貯金等についての短期間

の個人貸し付け制度を採用してはどうか

かという当委員会の強い要望点は、一

向この郵便貯金法の改正案にはひらめ

いておられないのでございますが、これ

はどうした事情であつたか、御説明を

願ひます。

○金澤政府委員 昨年の国会でそうい

うような御趣旨の附帯決議をされまし

て、私たちは私たちに鋭意検討い

たしまして、その案を一応つくつたの
でございますが、その後大蔵省という
の合意もできませんでし、また私
たちも、いささか私たちの案を省みま
しても、いろいろとともつと検討
する余地があるということで、今回の
提案を見合わせまして、今後とも大蔵
省と検討していこうということになつ
ております。

利率を引き下げられるという公算が目
の前にぶら下がつておる、こういう段
階でこれをやるということは、預金者
に非常な不安を与えるということにな
ると思ふのです。これはまずいこと
であつて、利率がどんどん引き上がつて
いくような情勢の中で、こういう手続
をされるならば、あるいは大衆の心理
の上にも効果的なねらいを果たす意味
において、何らかのプラスになつたか
もしれませんけれども、現段階におけ
るこういう政令委任ということは、預
金者に対して重大な不安を与えるとい
う結果になるのじゃありませんか。も
ちろん大事なことでありますから、事
情を御説明願ひたい。これは政治的な
意図を持ってやられることでございま
すから、大臣からお答えを願ひたい。

○小沢國務大臣 今回の改正は、金利

政策の弾力的な運用に支障を来たさな

いようにするとともに、適時適切に一

般金融情勢に相應することができよう

にすることを、郵便貯金の利率の決

定を政令にまかせようとするものでござ

いますけれども、政令に委任すると

いたしまして、郵便貯金が国民大衆

の零細な貯蓄であることにかんがみま

して、預金者の利益を増進するよう十

分配意をするつもりでございます。た

とえて申しますと、郵政審議会におき

ましても、預金者の利益を代表する方

を入れたり、あるいはその利率の決定

に対する委員会を特別につくつたり、

そういうふうにはいたしまして、預金者

の利益保護については遺憾のないよう

に努めてまいります。

○金澤政府委員 昨年の国会でそうい

うような御趣旨の附帯決議をされまし

て、私たちは私たちに鋭意検討い

たしまして、その案を一応つくつたの

でございますが、その後大蔵省という

の合意もできませんでし、また私

たちも、いささか私たちの案を省みま

しても、いろいろとともつと検討

する余地があるということで、今回の

提案を見合わせまして、今後とも大蔵

省と検討していこうということになつ

ております。

○受田委員 今後とも大蔵省と検討し

ていこうという御趣旨のようござい

ますが、しかし、一方において、この

郵便貯金の利率の変更を政令によつて

自由に変更できるような一方的な提案

がされておるわけでございますが、こ

の点は、政令委任ということが非常に

重大な欠陥を持つというところは、当委

員会でもしばしば論議された通りで
ございまして、わけていまや低金利政策
を強硬に遂行しようとしておる自民党
政府の側から見ると、この機会に政令
でさっそく手をつけられるのは、この
利率を低下させる場合に、最初の適用
を受けるであろう、こういう危惧が抱
かれておるわけですね。これまでも利率
の変更が何回かされたわけでございます
が、利率の引き上げをするとき
は、これは国会の手続などで時間がか
かつて、その実現の場合には、預金者
に非常な不利を来たしたことになる
きておるわけですね。今度のよう
な低金利政策が進行しようという過
程では、逆に政令で定められることに
よつて、端的に申し上げて、大急ぎで

にするつもりでございます。

○受田委員 遺憾のないようにすると
いっても、実際問題として、閣議で決
定し政令を公布するということになれ
ば、政府の意図で自由な決定ができる
という手続になるわけでございませ
う。結果的には、預金者の利益を擁護
すると言つたって、そういうことにな
らないことは、しばしば起るのではあ
りませんか。これはいまのような低金
利政策遂行の過程において、より一そ
う危険があるということになるわけ
です。これはどのような弁明をされよう
とも、国会で十分討議して、大衆資金
の獲得にプラスになるかならぬかとい
うこと、大衆預金を保護することに
なるかならぬかということ、十分論議し
て結論を出すよりは、はなはだ危険性
があることはわかります。絶対に、
国会で論議するよりも、閣議で相談を
し政令で公布するほうが安全である
という理屈は成り立たぬと思つて。反
論があればお答え願ひたい。

○金澤政府委員 今回法定事項から政
令にゆだねるということ、ただいま
大臣から御説明になりましたように、
金利政策の弾力的な運用をはかる、そ
して適時適切にその金融情勢に相応し
ていくのだから必要からこういう結
果になったのであります。そこで、
私たちが、いま受田先生のおっしゃ
いましたように、その場合に最も考えな
ければならないことは、預金者の不利
を招かないようにするというところで
ございます。そこで、預金者の不利を招
かないようなこと、預金者の利益を保
護するということ、また、それによつ
て貯蓄の増強に資するのだというよう
な精神的に法に明定いたしました。そ
で、具体的には、今度、都政審議會が
ございませう、これはいまの郵政審議
会が十分とは申せませんので、新しく
預金者代表という方を加へ、また経
済、金融専門家という方も新たに加へ
まして、そこでひとつ皆さまの御意見
を十分反映して運営していきたい、そ
ういうふうなことをいたしまして、慎
重にやうていきたい、こういうふう
に考えておるわけでございます。

○受田委員 その郵政審議會というも
のよりも、さらに国会の討議というこ
とが私は重大な意義があると思つた
わけです。国会は国民を代表する人々の集
まつてゐる機関でございます。した
がつて、国会の各党からの熱心な国民
を代表した意見によつて集約された結
論というほうが、郵政審議會の結論よ
りもはるかにウェイトが高いところ
に置かれるということはおわかりにな
りませんか。

○受田委員 預金者の代表を加えたり
して、いろいろと慎重にやりたいとい
うことでございますけれども、少なく
とも郵政審議會なるものは、ごく限ら
れた人々で構成されているわけです。
国会は、その意味においては、あらゆ
る層を代表した代表者の集団である。
どちが、こういう利率変更の際に大
衆の意図を代表するにふさわしい存在
であるかということ、はかりにかけ
てお答え願ひたいということをおい
まして上げておるわけです。国会でやるほ

うが重みが少ないということかどう
かです。

○金澤政府委員 もちろん先生のお
っしゃつたやうでございませうが、た
が先ほど申し上げましたように、そ
ういふ金利というものが法定事項で
ございませう、弾力性を阻害するとい
うこと、と申しますので、やむにや
まれません。このやむにやまれません
というやうなものでございませう。
○受田委員 やむにやまれませんとい
う議論になると、これは問題がある。国会
の存在を無視して、郵政審議會の答申
に基づいて相談をして、その結果、閣議
にはかつてきめる、こういうほうが筋
が通るというならば、もう何をか言
わんやです。私が申し上げてゐるのは、
少なくとも従来国会の審議を通じて、
十分各党の意見が集約されて利率が決
定してゐるのです。それよりも郵政
審議會で預金者の代表を加えてやつ
た、その機関の諮問に応じた答へに
よつて閣議で決定するほうが、はる
かにいい結果をもたらすという理由
が、どこかに大きな理由がひそんで
いて――一般金融情勢に相応すること
ができるやうな理由、ほんの
一部の簡単な理由で、こういう大事な
問題が片づけられるということになれ
ば、国会無視もはなはだしいと思
ふ。少なくとも郵便貯金というものは、
日々額に汗して働く大衆の零細な資金
です。決して大きな金融機関のやうな
財閥や大資本家など特定の人が預金を
してゐるのとは違つて、血のにじむ
やうなところ、資金を吸収してゐる。
このこまかい資金の優遇ということは何
よりも大事にしなければならぬ。そ
のことはやはり国会で十分討議して、
是非かを決定するほうが筋として通

る。大衆資金を大事に使う意味で、国
会討議のほうがりっぱな結論を生むと
いうことを私は申し上げてゐる。郵政
大臣、あなたの決意をひとつ聞きたい。
○小沢国務大臣 先ほど申し上げま
したやうに、金利政策の弾力的な運用を
支持するというのが目的でございま
して、たとえば一例を申し上げま
して、昭和三十三年七月に、銀行の定期
預金の利上げが行なわれましたけれど
も、定額郵便貯金はそれより五カ月お
くれたやうなわけ合ひでござい
まして、金利政策の適時適切に行なわ
れるというのを主としてきめたわけ
合ひでございませう。それに対して
て、先ほど申し上げました郵政審議會
を強化いたしまして、意見を尊重して
十分に保護していきたいというのが、
われわれの意思でございませう。

○受田委員 いまの過去の実績を私も
よく承知してゐるのです。過去に国会
の討議がおくれたために郵便貯金の利
率引き上げがおくれたことは事実で
す。これはもうここに資料ではつきり
出ている。しかしながら、問題はいま
や低金利政策を強行しようとしてゐる
政府の意図から見ると、今度やろうと
する場合は、金利を引き下げるのでは
ないかという不安が大衆にひそんで
ゐるのです。こういうときにやるのが
けしからぬというわけですね。はつきり
しておるのです。この次政令でお出し
になるのに、郵便貯金の利率が引き下
げられるだろう政令改正がなされると
いうことは、ほとんどの国民が――こ
れはよほどたまげた人は、あなたの方
の周辺の方々だけにおられるかもしれ
ませんが、大衆は今度政令がつくられ
るときには、年利六分という定額貯金
の利率

も引き上げられるだろうあるいは三分
六厘という通常郵便貯金の利率も引き
下げられるだろうという不安を抱いて
おるわけです。

〔委員長退席、佐藤（洋）委員長
代理着席〕

こういうときにやるというのが非常に
タイミングが悪いということをおい
まして上げておるのです。そのことの二
つの意味があるのです。

○小沢国務大臣 これは先ほど申
し上げましたやうに、この政令に委任
いたしましたからというので、直ちに
それが利上げを意味するものではありません。
これは一般金融情勢に即して、
やはり郵貯の利息もやらなければなら
ないわけ合ひでございまして、先ほど
から何回も申し上げましたやうに、弾
力的な運用をするということが主なる目
的でございませう。

○受田委員 提案理由に書いてある弾
力的運用とか、あるいは一般金融情勢
に相応するところの措置とか、こうい
う二つの理屈を繰り返して御説明され
たのでは、われわれは納得しないわけ
です。この二つの理由で政令委任
ということ、どこかに政府、特に郵
政当局の力のなさを物語るのではない
か。そういう政令委任ができるという
規定をつくらうとするならば一方で定
額貯金等の短期間運用という意味の措
置もあわせておやりになるべきじゃな
かつたか。特に定額貯金などをなされ
ておる人々は深刻な大衆苦にあえぐ人
々です。そういう人々です。そういう
人々が結婚資金とか一時的な資金の必
要のためにこの貯金を担保してお金を
借りようという道を求めようとして
も、現状においては何らの措置がない

○小沢国務大臣 この預金者の貸し付け制度につきましては、たとえば預金者

したように、郵便貯金の利率といえども、やはり一般金融の一環でございまして、弾力的な運営に資するというようなことでございます。それから、これから、これが直ちに利下げをするというようなことを意味しておるわけではございませんで、郵政審議会にもかけまして、その意見を尊重いたしましてわれわれはやっていきたいというように考えております。

○受田委員　大臣は先ほどから金利政策の弾力的な運用ということをしればばおっしゃり、また、一方では、預金者に対する個人貸し付けの道は、できるだけ早くやりたいということを言っておられますが、後者のほうで、預金者に対する個人貸し付け制度は、一体いつごろ生まれるような——見通しとしてはどの点に時点を置いておられるのでしょうか。それをお聞きしておきたいと……。

○金澤府政委員　昨年の附帯決議もありまして、検討いたしましてやったわけでございまして、附帯決議こそ昨年でございましたけれども、貯金局といたしましては、この個人貸し付けをやりたいという気持ちも長年持っておったわけであります。しかしながら、貯金の歴史九十年でございまして、この附帯決議を契機といたしまして、初めてこの問題を取り出したわけであります。でありますから、問題は非常にむずかしい問題だと思っております。そこで、同じようなケースの場合——の貯金と保険とは違いますけれども、保険の運用問題にいたしましたのも、たいへんな日にちをかけておる歴史があります。そういうことで、私は、まず一応の案をつくりまして、

いろいろとやつたのでございしますが、これは私どもも先ほど申し上げましたように、今後ともひとつ話し合いを続けていくということは、私はいま一年先とか、二年先とかというものは申し上げられませんが、あくまでもこの問題については、大いに努力していくというところは、将来においては必ずやいい目が開けるのではないかと、いうことで、受田先生からだいぶおしかりを受けたわけでありまして、結果がないわけじゃないかというわけでございしますが、いま申しましたようなむづかしい道だということを御了承願って、問題そのものがむづかしいというわけでございしますので、その点ひとつもつと長い目で見ていただきたいというふうに考えております。

それから、私の先ほどの、やむにやまねずというふうな、非常にあいまいなことを使いましたことをおわびいたします。これは、筋といたしましては、国会のほうがいいというところは、のとおりでございます。しかしながら、やはりいま申し上げましたような金融上の法定事項にいたしますと、それが一般の金利と郵便貯金の金利とは密接な関係がありますので、それをなかなか無視するわけにはいかないというところがございまして、今回こういう措置をとるといふことでございします。それからまた、大臣が申されましたように、預金者の利益を守るという立場においてひとつ慎重に検討したいというふうに考えておりますので、ひとつこの点も御了承願いたいと思ひます。

○受田委員 われわれの逓信委員会の意思としてすぐにこの問題が取り上げられたわけです。われわれの逓信委員

会の意思を無視して逆な法案を出しになっておられるということについては、おそろく与党の委員各位におかれましても内心うづつしたるふんまんを抱いておられる。逓信委員会の權威にかかわる重大な結論を法案としてお出しただいておられるわけですから、逓信委員会はなめられておられることになる。私はここへ大蔵大臣に御足労願わなければならぬと思う。大蔵省というお役所と郵政省というお役所とどうある程度のお約束をしていただいておられるかということもお聞きしなければいかぬと思う。やはり大蔵大臣と郵政大臣お二人に並んでいただければ、それぞれ御答弁いただかなければ、この法案そのものが郵政大臣一人の御答弁で満ち足りるものではないのです。金利政策そのものの蔵相の意見もお聞きしなければいかぬし、政令委任を押しつけた蔵相の御意見も拝聴しなければいかぬし、また大衆の零細なる預金に個人貸し付けの制度を依然として認められていない。それが一年とか二年という約束もできないといういまの局長さんの御答弁など聞いてみると、まさに踏んだりけられたりという残酷冷酷むざむざなる措置と申し上げたいのです。委員長、あえてこれをそのまゝのみにするということではできません。――委員長も肯定されておる。

○佐藤委員 委員長代理 御質問によつては大蔵大臣の出席を要求しますか。

○受田委員 ぜひこれは承らなければいかぬです。

○佐藤委員 委員長代理 ではさきよう手続をして大蔵大臣の出席を求めます。

○受田委員 われわれの当委員会の權威に関する重大な結論が出ておられるわけでありまして、附帯決議の線はいずれということになるわけです。

それでは大臣が来られるまで、今度の改正案の第三点についてお尋ねを続けていきたいと思います。

今度団体取り扱いはする郵便貯金に新しく種類を付加されておられるわけでございます。これは積立貯金等を新しい付加貯金種類にしておられるわけでございます。従来は、実際にこの団体取り扱いはするわけでございますけれども、この団体取り扱いは郵便貯金に非常な大きなプラスがあつた。したがって、さらに積立貯金等でも新しい仕事を加えることによつて、一そう効果があるであろうというふうなところがある。この団体取り扱いは郵便貯金に対する過去の実績及び今後の見通しを御説明願ひたいと思ひます。

○金澤政府委員 ちよつと数字を申し上げます。昭和三十三年の十二月末現在で団体数は六万五千団体、貯金の現在高は百十二億一千六百万円、一団体の平均の貯金高は十七万二千円になつております。

○受田委員 その見通しです。

○金澤政府委員 これはおわかりと存じますが、団体をしてこういう簡易な取り扱いをいたしますと、代理人とか総まとめ人というところで郵便局と授受いたしますと、場合によれば郵便局がそのところへ出かけて預入を承るといふことになりまして非常に手数が簡単でございます。能率が上がるということにかいて盛んに旅行等も今後ど

んどんとふえてまいりますので、そういう意味合いにおいて今後大いに利用されるのではなからうかというふうに考えております。

○受田委員 この団体取り扱いをする場合には、取り扱いに対する手数料等で恩恵がどういふふうにと与えられておりますか。

○金澤政府委員 これは非常に少ない金でございます。現在は一団体当たりたしか名義人と総まとめ人に五百円程度のものがついております。

○受田委員 いまの団体取り扱いで積立貯金制度を新しく適用されようとする意図を伺ひたいと思ひます。

○金澤政府委員 いままでは通常貯金だけでございまして、積み立てのほうは、何と申しますか、毎月零細な金を積み立てて半年とかあるいは一年たつたらひとつ旅行に出行かけよう、そうなるのは積立貯金が非常に適しておるわけでございます。そういうわけで、通常貯金だけでは不十分でございますので、今後は積み立てをやつていきたい、それで皆様の御要望にこたえていきたい、こういうふうになつております。

○受田委員 積み立てをやりにするくらいなら定期貯金もやりになるのです。

○金澤政府委員 今後はまず積み立てをいたしまして、さらにその結果がよければ、諸情勢を勘案して将来定期を考へる時期もあらうかと存じます。

○受田委員 この団体取り扱いでそういう道が開けてくることはけっこうです。同時に、団体に加盟しておる一員が金が要る場合に、また自由に貸し出しの道も開けておられることであれ

ば安心して預金ができますよ。余分の金は思い切つて全部預けておこうという気持ちにもなるので。ところが、一方の道が開かれておるといふことになりまして、一歩手前で戻る場合も起るということになると、貯蓄増強にたいへんな支障が起るということになるわけですから、おわかりになります。

○金澤政府委員 ね。団体取り扱いと、いまの団体の一員に個人貸し付けの制度を開く――他の機関がやっておるような道を郵便貯金にもはつきり打ち立てなければならぬことは、この規定でも了承していただけたらと思うのですが、どうですか。

○金澤政府委員 先生の御趣旨十分了承をいたします。貸し付けにつきましては、何べんも申し上げましたので、どうかあの前言で御了承いただきたいと思います。

○受田委員 今度の改正で「割増金附定額郵便貯金」が「割増金品」となつていて金から品が入つたわけです。品を入れたのはどういふ理由からでありましょうか。

○金澤政府委員 実際は金だけでございまして、品は入るは入るは入つておりませんが、そういうふうになつておるわけです。

○受田委員 それはおかしいですね。従来は割増金附定額郵便貯金であつた。それが今度割増金品の品、字が入つたのはどういふことなのかということをお尋ねしておるわけです。

○金澤政府委員 今後は、もし必要がございすれば、品を使いたいということでございます。

○受田委員 どうもはつきりしない。品と書いてあつても金のことだ。

○金澤政府委員 前に品を使つたこと

もございすが、最近においては金だ
けでございます。

○佐藤(金)委員長代理 受田さん、大
蔵大臣に連絡しましたら、いま財務局
長会議を開いているのだそうです。だ
からあすの機会にでも来てもらうこと
にしたいと思ひますので、御了承願ひ
します。

○受田委員 それでもけっこうです。
いまの品は、金から品までの品のほ
うはどういうものかを考えているかとい
うことをいまお尋ねしておるわけで
す。何か予定されているものがあるか
と思うのです。

○金澤政府委員 お答えいたします。
私の説明が非難に不明瞭でございまし
て、品を新しくつけたような印象を先
生にお与えしたかもしませんが、従
来から金品とございまして、品を使
つたこともございすが、最近では金だ
けだということでございます。

○受田委員 実際問題としては品を使
つていない。そうするならば、品とい
う意味がないですね。割増金附のほ
うがはつきりますね。

○金澤政府委員 現在のところ考へて
おりませんが、場合によりまして、将
来必要があれば品がいいということに
なつたら考へたいと思ひます。

○受田委員 例の年賀はがきなどの場
合にも品がついてゐるわけなんです。
それから切手にもそうした制度が認め
られておるけれども、実際はやつてい
ないわけでは。郵政省にはそういうふう
に法律にはうたつてゐるけれども、
実際はやつてゐない制度が残つてゐる
わけですね。郵便切手などがそうなん
です。制度としてあつてもやつていな
い。年賀はがきだけしかやつていな

い。だから、無用のものを——盛んに
おつくりになつても運用はやつていな
い、こういうことになる。これはどう
いうことでしょうか。そういうものは
必要に応じて法律をつくるべきであつ
て、実際に行なわれる見通しが立たぬ
ものは、法律事項としてこれを取り上
げるほうが間違つてゐるのでないで
すか。

○金澤政府委員 現在はまだいま申し
上げたような考へでございすが、将
来また品も使うということも考へられ
ますので、あわせて「金品」というこ
とにいたしましたわけでございます。

○受田委員 品のほうはやはり問題の
起る可能性があるのです。はつきり
割増金にしておくほうが大衆に誤解を
受けさせません。これははつきりして
おるのです。品物でいろいろな事件を
起してゐることは、納入する側の問
違ひが起つたり、取り扱いをする役
人のほうの間違いを起したり、なか
なかやつかないしろものであること
は、郵政御当局はよく御存じだと思
ひます。はつきり割増金ということ
で一線を画されることのほうが筋が通
る。問題を起こさないだけではないに
するんだ。物品の納入ということに
はとかくの疑ひが持たれてゐるわけ
なんですから。これは十分御注意を
願つておかなければならないと思ひ
ます。よろしくございしますか。

○金澤政府委員 先生のおことばは十
分……

○受田委員 今度の改正案でもう一つ
問題になつてゐるのは、制限規定の適
用を受けない法人その他の団体の場合
が列記されてゐるわけでございますが、
ここで五十万円という制限額につ

いてちやつとお尋ねしたい。そういう
特別の、所得法の課税対象にならない
法人等をお認めになつてゐることはい
いことですよ。営利を目的としない団
体に対するこういう制度はいいことで
す。しかし、問題は、何千万円という
預金しようとする個人がおつて、豊
かなる生活をする個人がおつて、税金
の対象からはされようとして五十万
円ずつ個人名義の貯金を、局を変えて
預金する場合も起つてくるわけ
です。そうすると、五十万円一億円くら
いの預金は、定額貯金にしても、通常
貯金にしても、自由に——二冊しか通
帳を持てないけれども、しかしなが
ら、郵便局を変えての預金、しかも
もあるし、赤ん坊、贈与税のかからな
い対象もある、子供の名義で預金をす
る場合も起つてきて、課税の対象か
らはされようとする配慮から、法
額の限定をえる一人の人の預金とい
うことも考へられるわけですね。定額貯
金五十万円の制限じゃ、個人の通常郵便
貯金二冊と定額貯金を五十万円とい
つたならば、最高百五十万円までは
きりと貯金ができるわけですね。それ
を實際に調べるのができるかどうか
か。貯金局を変えてやつた場合、そう
いうことをひとつ。高額の預金を法律
の制限をこえてしてゐる場合ですね。

○金澤政府委員 この問題は、たしか
にこの前、限度額が五十万円になり
ましたときにも委員会が嚴重なお話
があつたと思ひます。その後私たちが
ほうとういたしましたも、まさに委員
会の仰せのとおりでございまして、新
たに通帳を出しまして、昨年の五月二
十二日、これについては從來いろいろ
とやかましいことを言つておりますけ

れども、さらに委員会のほうのそうい
うお話もあつたと思ひますので、新し
くまたさらにふえんする意味において
郵便局長あてに貯金局長の名前で通帳
を出してあります。問題は、銀行と違
ひまして、私たちの郵便局というもの
は、現場官庁というものが地方にござ
いまして、調べるという手段は持つて
ないといふことでございます。そこに
この問題の名寄せというところが非常
にむずかしいという点があるわけでご
ざいます。そこで地方貯金局におきま
しては、利子計算のときにそういうこと
がわかりましたら、直ちに郵政局を通
じまして、郵便局に連絡して減額措置
をとらせるといふようなことをやつて
おりますし、また、監察官等の臨局の
場合においても、業務審査などに応じ
まして、場合によつては必要に応じて
預金の照合書の名寄せといふような具
体的な方法をとりまします。またいろ
ろと、局員の訓練等の業務研究会にお
きまして、この問題はやかましく言つ
ております。そういうことで、いろ
ろ私たちが発見し得る限り発見して減
額措置をとつてもらつておるわけ
でございます。

○受田委員 この最高限度額を法律で一
応規定してゐる以上は、それをはき
きりと守るのが立法国家の責任です
よ。だから、法網を乗り越えて所得税
のがれの預金を国家機関が吸収する
といふような考へ方だけは、預
金、貯金をふやすためには、法網をく
ぐることを暗に奨励するようなこと
の危険性だけは、一切これを排
除するといふはつきりした線を打ち出
していただかなければならぬ。つまり
そういう筋の通らない預金をしてまで

貯金総額をふやす必要はありません。
やはりまじめな大衆の貯金を吸収する
といふところに、郵便貯金制度のねら
みがあるわけですから。不心得者の
郵便貯金利用といふことについては、
厳たる態度でお臨みになり、逆に大衆
を擁護する意味で、個人貸し付け等
の制度あるいは団体のいま新しく改正
された諸制度を、定額貯金などで拡充
することによつて、幾らでも金は集
まるわけですから、これはひとつ重々御注
意いただきまして、私の質問を終わ
らさせていただきます。

○佐藤(金)委員長代理 上林山君。
○上林山委員 私は与党だから、郵政
事業に対しては、表裏ともに前向きで
協力申し上げてきておるつもりでござ
います。が、郵便貯金法の一部を改正す
る法律案に対しては、積極的に強い批
判を持つております。そういう立場か
ら質疑を試みることをまことに遺憾と
いたしますけれども、われわれは国会
に席を置いておるという意味において
やむを得ないと思ひますので、その
点、大臣にあらかじめ私の考へ方を申
し上げておきたいと思ひます。

まず第一に、私は、この法案を出さ
れたことによつて、共産党などは何と
これを批評していくだろうか、これは
政治家として一応考へておかなければ
ならぬ大事な点だと思ふのでありま
す。共産党などは——などといふこと
ばを使ひますが、これは、自民党政府
は、金融資本家の代弁をして、庶民大
衆から集めたいいわゆる郵便貯金に對
しては、きわめて冷淡である、こういう
ような口実を与えるのではないかと
思つて心配をいたしております。これに
對して大臣は、これを出されるとき

五

に、これは事務的な問題ではなしに、政治的な問題として扱われたらうと推察されるのでありますが、日本の金政策という、いわゆる国際水準に日本の金利をさや寄せていこうとする金政策に重点を置いて、国務大臣という立場からこの問題にウエートを置いて法案を出されたのか、それとも、政治的に判断しても、あくまでも零細な国民大衆の預金を保護し、しかも、集めた金は政府資金となつて、さらにまた、これが国民のために、または公共の事業のために、使われているのだという、いわゆる預金を保護し、あるいは増長をいくというような郵政大臣の感覚にウエートを置いたのか、これは私は一応ただしておかなければならぬと思ひますので、この点をまずお聞きいたしておきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 この問題につきましては、先ほど来申し上げましたように、金利政策に弾力性を与えるというように金利政策上から見ましてこれを考えるという点が一つと、それからもう一つ、われわれは、郵政省といたしましては、預金者の保護をはかるというところは当然でございます。そういう二つの面から私どもは考えておるのでございます。

○上林山委員 私は、この問題については、最初から批判的でございましたが、大臣の考え方も、あるいは事務当局の考え方も、よく承知しておるつもりであります。しかし、いまの御答弁は、これはやむを得ない御答弁かと思われましても、私はそういう考え方で不徹底ではないだろうか、いわゆる金利政策からいくとしても、あるいは預金者の保護という立場からし

ても、国務大臣としても、あるいは郵政大臣としても、もっと政府内部において意見の調整をやり得る余地はなかったのか、このことです。ほんとうに余地はなかったものであります。あるいは、どういう努力をしたにもかかわらずこういう結果になったのであるか。このいきさつは、私は、一郵政大臣の問題でなく、われわれ一国会議員の問題じゃないと思ひます。だから、そういう意味において私は、もっと便宜主義的な前に考えるべき基本的な問題があるのではないかと思ひますが、この点について答弁をお願いいたします。

○小沢国務大臣 たとえば貸し付け制度の問題等のことと思ひますが、その問題につきましては、大蔵大臣とくに打ち合わせしたわけでございす。しかし、われわれのほうの主張と大蔵省の主張とまだまだ一致する点までいきません。そこで、これを検討して、なるべくわれわれは早い機会にこれを実現しようというようにございまして、私としましては、力の限り努力したのでございます。

○上林山委員 そこで、大臣が努力をした、いや努力が足らぬ、こういうふうにお互いに水かけ論をやつても、ケリはつきませんから、その点は私はこの程度でやめませんが、私はもっとやりようがあつたと思ひます。それは郵政事業に對しても少し事務当局も、あるいは郵政大臣も、研究をされたならば、こういうことにはならなかつたであらう、これは私の推察ですが、こういうことにはならなかつたであらうと思ひます。私の側から見ると、まだ努力が足らなかつたのではないかと

大きな疑問を持ちます。これは御承知のとおりに、勅令であつたものを法律になぜきめたかわかりでしよう。言うまでもなく、国民の基本的な人権を尊重するためには、手続を厳格にしなければならぬという趣旨で法律に移したのであります。国会が国民の代表者として一番権威がある、また国民大衆を守るには、いまの日本の制度ではこれが一番ベターである、最善である、こういう意味合いにおいて勅令から法律にきめて、国会がこれに慎重な態度で関与して、国民の利益を守ろう、これは一片の進駐軍の單なる命令だけじゃないですよ。今日の新しい憲法から考えても、いわゆる弱い国民大衆、庶民大衆の預金を、基本的な人権に基づいて尊重していくというところが優先しなければならぬのです。それを、先ほどの答弁によりますと、金利政策の弾力的考え方と、あるいは預金者の保護というけれども、預金者の保護はたいていできておりません、この法案では、それは通りやすく説明をお加えになつてゐる程度だと私は思つております。決してそこにウエートがない。だから私は、この沿革から考えて、勅令から法律に直してまだ十何年にしかならない。二十年にならぬでしよう。そして国会がこれに関与していままでたいしたあやまちがなかつたのです。

先ほどの説明の中で、国会の審議がなされたために、国の金利政策に支障を来たした点がある、こういう説明でありますけれども、私はそれは後刻どの程度影響があつたか具体的にお聞きいたしますが、それは私の立場から言へば詭弁に聞こえてならないのです。

だから、これに對する、いわゆる勅令から法律に改めて、それをまた朝令暮改的にこれを政令にゆだねる、弱い者が切つ捨てておめんだというやうな思想が入つておると言われてもやむを得ないじゃないかと思ひます。いかがですか。

○小沢国務大臣 私は、勅令から法律に直つたという事情も存じております。しかし今回の措置は、先ほど申し上げましたように、適時適切に金融政策によつて金融の正常化をはかる必要がある、それがために弾力的に金利をきめられるというふうにする必要があるわけでございます。そういうために政令に移したわけでございまして、昔は勅令一本でできたわけでございしますが、われわれは郵政審議會を活用いたしまして、その意見を十分尊重する、それから郵政審議會も強化する、そういうふうにして国民の基本的権利を守つていきたい、そういうふうにして考へておる次第でございます。

○上林山委員 受田君から非常に研究した立場から質問がありましたが、私の意見と大体似ておるようでございますが、私はいまのあなたの答弁は、さつきから申し上げておるとおり、郵政大臣としてよりも国務大臣としての立場のみに立つた意見のように思われますが、この点いかがですか。

○小沢国務大臣 私は国務大臣として自分が郵政を担当しておりますから、もちろん自分は預金者の保護をするというやうな立場は十分考へておるつもりでございます。ただ、金利政策ということも、国の大事な政策でございますから、その点もやはり考へなければならぬというわけ合ひでございます。私は、私は郵政大臣といたしまして十分

に国民の保護を考へるということを考へておる次第でございます。

○上林山委員 そこで、私は案裏から具体的に質疑を進めていきたいと思ひますが、まず第一に、日本の全預金に對する郵便貯金の割合は、数年前は一三％であつた。それが二、三年後には一％になつた。現在は九％である。もちろん郵便貯金の総額は漸増しております。漸増しておりますが、全預金に對して郵便貯金の占める割合がだんだん減つていっているおもしろい理由は二、三あげればどういふところにあると思ひますか。

○金澤政府委員 先ほど先生の御指摘なさいましたように、郵便貯金が昨年度は二千二百六十二億、その前年は千九百五億というふうな非常に伸びてまゐつたわけでございまして。ただ全体が、これは統計をとりますと、三十八年度四月末で見ますと、全体が二千兆六千二百七十三億、その中で郵便貯金は非常に伸びておりますが、一兆五千二百八十五億というふうになつております。それでさきに検討してみますと、相互銀行あるいは信用金庫あるいは農協というものが、非常に最近はこの相互銀行、信用金庫にいたしましては、最近、中小企業の銀行に行かない人、そういうやうな人の関係が伸びておるわけでございまして。これらの数字を申し上げますと、相互銀行は一兆八千二百四十三億、信用金庫が一兆七千五百四十四億というふうな非常に伸びておりました。郵便貯金を凌駕するやうなかつたやうになつておりますので、自然にそういうやうなことからいまして、郵便貯金が全体の中で占める額は、御指摘のやうに下がつてきておる

のではない、こういうふうに考えておられます。

○上林山委員 事務的の答弁はそれとも一応の答弁でしょう。しかし、私の質問の要点は、郵便貯金はもろろんふえてはいる。しかしパーセントが全預金に對して一三%から九%まで下がった、このおもしろい理由はどこにあるのだ、こういう質問をしたわけですが、これは私は大臣の御見解をお聞きしたい。どこに原因があるのです。

○小沢国務大臣 農協等の伸びが相当ありましたがために、相対的に下がったというわけでございます。郵便貯金それ自身としては、やはりふえているということでございます。

○上林山委員 ふえておるところの、いわゆる定期もしくは定期に相当するほかの金融機関の金利は、銀行のはあとで質問しますから除いて、このように、利率はどういう状態です。

○金澤政府委員 お答えいたします。定期は、あれと同じような制度は他の金融機関は持っておりません。これは郵便貯金だけの制度でございます。

○上林山委員 定期につきましては、銀行に比べて他のは日歩一厘高でございます。勉強が足りませんね。ぼくの申し上げているのはそういう意味じゃない。銀行預金のことはあとで聞きますから言うて除いて聞いておるのですがいまあなたが言われた農協とか、あるいは相互銀行とか、あるいは信用金庫とか、こういう方面の伸びが非常に大きいために、全体としてはパーセントが郵便貯金下がつておる。もちろん郵便貯金全体としては漸増の傾向をたどつておる、これはわかつておるのですよ。だから、私の言

う意味は、どういうわけかパーセントが下がったかその、一つの原因としてあなたが、こういう方面の非常に伸びたから下がったかと思う、こういう答弁だから、それならば、その金利は一体どうなっているのかというのを聞いておるのですよ。これぐらいは座右にちゃんと資料を置くなり、頭の中に入れて行政をやらなければだめですよ。

○金澤政府委員 お答えいたします。私のほうの一年の定期は五分でございます。銀行のことはお尋ねになりまして、銀行のことは五分五厘、それからお尋ねの信用金庫、相互銀行というのは五分六厘でございます。

○上林山委員 相互銀行—あるいは農協のはまだお調べになっていないようですが、銀行よりは相当高いですよ。相当高いから、最近さらに集まりやすくなつてきたのです。ほかに原因はありますが、時間の関係で省略いたしますけれども、一三%であったものが九%に下がつてきたのです。金利政策ということばを大臣は言われますが、金利政策の調整をはかれることはけっこうなんです。私は国際水準の金利にときにさや寄せしていくという方向は間違いない政策だと思つておるのです。しかし、その緩急ということに実に重大だと思つておるのです。緩急の差ということばは非常に重大です。そういう立場から申し上げておるのですよ。しかし、それならば一歩上がつて金利政策全体していま考えた立場に、非常なでこぼこがあり、しかも庶民大衆の零細資金であるといわれておるものの金利が非常に安い。現在でも安い。そして私も受田君と同じ考えなんです。この法律が通つてしまふ

と、おそらく三十八年度中に、低金利政策のために金利の引き下げをやる公算が強いと見ているのです。そういうような立場から考えて、あなたは金利政策を説かれたが、国務大臣としてこういう金利政策のどこをどういうふうしようとするのか。金利政策の全体の調整、各金融機関との間の調整というものをどう考えるか。それから一番の不利にあるのは郵便貯金ですよ。それをまた下げようとする気配が強いわけなんです。そこで、この問題をきめるときに、郵便係のほうは、定期が一年もので五分、銀行のほうは御答弁のように一年もので五分五厘、定期にいたしますと、一年以下のものは郵便貯金は四分二厘です。十一月何日というものはこれは四分二厘です。よ。しかも定期の一年から一年半になつてこれが四分七厘です。それでわれわれ同僚の間では、私が説得する意味も含んでおつただろうと思つておるけれども、銀行預金を下回らない利率にしたなら、君、反対しないだろうとこう言う。それを確約して実施できるならば一歩下がつてもいいが、おそろくそれはできないだろう。その勇氣は小沢郵政大臣にもなければ、大蔵大臣にもあるいは池田総理にもないだろうというのが私の見通しなんです。しかし、その見通しに誤りがあるて定期、定期が類似のものが銀行預金よりも不利にならないというふうな、訓示規定でなくそういう一項を加えるならば、私は一歩退却してもいいと思つておる。抽象論としてあなたは郵便貯金の金利をできるだけ有利にするように、それぞれの手を打ちますとこう言つておるが、これは審議会の話も出ましたけ

れども、私は審議会の構成メンバーについてあとで聞きますけれども、そんなものよりも、やはり国会というものが一番權威があると思つておるのです。どうなんですか、その点をまず答えてもらいたい。

○小沢国務大臣 定期につきましては確かに郵便貯金の不利な点がございまして、そういう点につきましては、われわれは今後十分検討していきたい、そういうふうな考えております。われわれ国民の保護をするために十分検討していきたい、そういうふうな考えておる次第でございます。

○上林山委員 郵便貯金は、私の意見のとおり、また具体的数字にもあらわれているとおり、銀行預金その他の預金の率に比べて非常に率が悪い。だから、この率をいま私の質問の趣旨のように、銀行預金等と比べて同じ種類の預金にできるだけ同じように、あるいはそれに近いものにする、こういう答弁だと承知していいのであります。どうか。

○小沢国務大臣 われわれといたしましては、上林山先生のおっしゃつた意味で、そういうふうな努力目標を持つて努力していきたい、そういうふうな思ふ次第でございます。

○上林山委員 努力目標もつていただく。誠意をもつてやつていただければ、これもつてつこうなことですけれども、抽象的な単なる答弁じゃだめです。やはり単なる訓示規定じゃなくて、この法案の中に、銀行預金等の利率に比較して不利にならないような処置をとる、それは具体的に銀行の一年ものの預金の利率が五分五厘だから、これも五分五厘にするというふうなことは言えないだろうと思ふ。同僚の間にはそ

れを言わせようじゃないかと言つてくれている諸君も二、三おられますけれども、しかし、それはあなた方言えないうらなうと思ふ。だけれども、私が言つた程度の、銀行預金の利率に比較して不利にならないように処置をするというくらいのことば、法文に一項を入れてもいいのですよ。あなたが単なる金利政策の弾力的運用のためにこの法案を出したになつたとするならば、いま言ったように、もう少し訓示規定を具体化した—訓示規定というよりも、訓示規定でない、いま私が言つたような、不利にならないように処置しなければならぬ、こういうふうにやらなければ、どこをめぐに努力するのか、不利にならないようにというの、一体どんなことなのか。私は、いまやつておられることは全部不利だとほんとうは思つておるのです。しかし、妥協もある程度必要だと思つておる、私はそう申し上げておるのです。これは失礼ですけれども、私の考え方が正しいと思つておるのです。しかし妥協も政治には必要ですから、一歩妥協してもいいですよという気持ちを含んで申し上げておるのです。この辺はどうなんです。

○小沢国務大臣 今回の法律作成にあたりましては、具体的には書いてございませぬけれども、国民の保護をするために万全の措置を講ずるというふうな精神規定を入れまして、そうしてわれわれはその精神規定にのっとりまして誠意を持ってやる覚悟でございます。

○上林山委員 どうですか大臣、あなたは国務大臣としてあるいは郵政大臣として、それぞそのお立場のあることは知つておられます。また国会がこの法

案に対して慎重なる審議をしておることもあなたは御承知でしょう。だからこれが通らぬでいいというならばそれでけっこうですけれども、これを参議院まで通そうとするならば、この辺で政治的な配慮をされることも一つの方法ではなからうかと私は考えるわけです。だから銀行預金の利率に比して不

か。これは私がさつき申し上げたように、金融資本家が、あるいは銀行等が、あなた方に、あるいはその他の方面に強く働きかけてこういう政令になったのではないか、この点はやはり私としては真剣に考えておかなければならぬ点だと思います。あなたの考えをひとつ伺います。

利とならないような処置をとる、ことばは少し訂正してもけっこうですが、そうしたようなものを入れるべきですよ。そうしたら貯預はさらにふえますよ。ふえるけれども、これではもうだれが聞いても——もうすでにほかの党では私が最初言ったように宣伝して

○小沢国務大臣　先ほどおっしゃいましたような、われわれは金融資本家の圧迫によりまして、一般国民を圧迫しようというような考えは全然ございません。先ほども申し上げたような理由で、これを政令に譲ったわけ合います。

いのです。自民党は金融資本家の代弁をして、銀行の方面の鼻息をうかがって、そして零細資金を集めた郵便貯金に圧力を加えて、政令にゆだねて低金利政策にこれを持っていく、こう言われておるのですよ。これはあなただけでいいかもしれぬがわれわれは實際迷惑しごくですよ、そういう点は、だから一歩ずつお互い歩み寄った何かを究研してごらんさい、この法

それから、金利の値上げがおくれたというように御説明をいたしましたけれども、一割といえどもやはり金利政策といたしましては一緒にいくのがよろしいわけでございまして、領金者といたしましても、やはり五カ月でもおくれればそれだけ損になるわけでございまして、私は一緒にやってみよう、金利政策ではないか、そういうふうにご考える次第でございます。

案が通るまでの間。これは宿題でけっこうです。研究してごらんなさい。あるいはまた、当委員会でも研究されるかもわかりませんがそういうふうになにか考えてみなければならぬじゃないかと

○上林山委員 金利政策をあなたが全体として調整をとられるならば、いいですよ。あるいは総理大臣や大蔵大臣が全体としてもう少し差を縮めたようになそういう立場で、みんなを下げるな

思う。そこで、あなた方がどういうわけで政令にゆだねるかという質問に対して口をそろえて御答弁になっているのは、国会の審議がおくれて、国全体の金利政策に支障を来した——どうなんです、全預金のわずか九%しか占めないこの郵便貯金が、日本の金利というものにあなた方が考えておるほど、そんなに大きく左右するものですか、

り、みんなを上げるなりすることは、私は時によつてはいいと思うのです。それが絶対だめだと言っておるのではなないですよ。それはそこに伸縮性があつていいのです。けれども、いま聞いておると、どうもこの金利政策、しかも国民大衆に一番影響のある郵便貯金に結果的に圧力が加わっている気がし

てならない。何も少しぐらいおくれたからといって、日本の金融全体に対する影響などというものは、これはあな
たが考える何分の一しかないと思っ
ている。そんなに大きいものではない。
これが全預金の三分の一なりあるいは
半分なり占めるというなら、これは大
きな影響があるわけです。それにし
て

よほどあなたが——さっきもだれかが
言ったように、ほんとうにこの問題と
真剣に取り組んで、そして目的を果た
すというお気持ちでなければ、とてもそ
れは貫徹はむずかしいと私は思うわけ
です。この問題については、大蔵大臣
列席の上で、私はもう少し突込んで、
あなたと並べてお尋ねしたいと思いま

も、言うまでもなくこの金は庶民大衆のものですよ。しかも五十万円以上はしてはならぬと書いてあるのですよ。制限までつけてある。しかも集めた金は、言うまでもなく国民のために公共事業その他にみんな使われているわけですね。なぜこういう大事なものにそ

すから、根本の問題はこの程度にいたしておきますが、預金者のために有利な扱いをするという方法は具体的に幾らでもやろうという気があればあるのです。たとえば制限撤廃のごときもそうです。金利が安いのに、しかも集めた金は、国民の公共事業に使っている

んな不利なくとをやらなければなら
いんでしよう。ただ申しわけに審議
等を設けておりますけれども、その
度では國民大衆を守れぬと私は思
うのです。非常に危惧の念を持つて
います。この点どうなですか。

○小沢國務大臣　私は、政令に委
任したことによりまして非常に不利
を招かせるというようなことは考
えておりません。先ほど上林山先
生のおっしゃるのになぜ制限をする
必要がある。これに金融資本家に
こびていないとすれば、もうこの
辺で日本も政策転換をやつていい
です。金利が安いのであります。か
れども、郵便貯金の利子は、しかも
税金に類したようにして國民のた
めに使われているのじやないです
か。そういう性質のものになぜ制
限を置く必要がある。これは大蔵
省と折衝して、あるいは國の方針
としてとて

たように、金利の不均衡な点は私は多分にあると思います。そういう点につきましては、われわれといたしましては十分に今後検討いたしまして、そういうことは是正につとめたい、そういう

の辺にメスを入れなさい。メスを入れるべきですよ。五十万円となぜ制限をする必要がある。これこそ銀行等の圧力があるからできないんじゃないかと、共産党、社会党あたりから言われ

うふううに考えておる次第でございます
○上林山委員 郵便貯金が不利にならぬよう是正をしていく、ほかの金利と比較してでこぼこをできるだけ修正していく努力をする、これはけっこうなことです。しかしこれは、ほんとうに身を入れてやってもならなければならぬ点だと思います。しかし、私はその程度の答弁では満足しておりません。

でも、それはまもとに答弁できぬじやないですか。この制限は、大蔵省だった百万円くらいまでは制限撤廃していいという話もあったとか聞いています。百万円に制限を拡張することも一つの段階としてはいいけれども、私は制限を撤廃してもいいと思うのですよ。なぜ悪いのですか。何か悪い理由がありますかね。あなたが預金者のた

めというならば、こういう方面に對してはどういう考えを持っていますか

○小沢国務大臣　先ほど、おまへは誠意を持ってやるかというお話でございましたが、私は誠意を持ってやる所存でございます。

それから、最高額の制限でございすけれども、あれは三十万円から五十

万円になったわけでございまして、私はそれを百万円にするのは当然だと思います。私は、そういうふうにだんだんと上げていくことが必要だと思ひまして、私も今後とも努力したいと思つておる次第でございます。

○上林山委員 われわれが三十万円に

し、五十万円に引き上げるときに、いかに銀行その他の方面から抵抗があつたかということは、あなたよりも当委員会のメンバーの諸君がよく知っています。私もその体験者の一人です。だから申し上げるのです。だから百万円くらいにするのは、段階として当然なことです。だから制限を徹廃したらいいじゃないか。先ほど受田君から、制限がある以上は、法の趣旨に従つてこ

れを厳格にしなければならぬという質問も出たようですが、ああいう質問が出ないような処置をとれないかということです。なぜ悪いんです。銀行の預金よりも利子が安くて公共事業に使つ

ている。銀行預金は商業資金ですよ。そうして定期の利率は高いんです。どとういうことですかね。この辺にもう日本のいわゆる金利政策——私がさっきから言っておるように、金利政策も半ば調整をとるというのに賛成だということ、その辺にあるのです。一から十まで反対じゃないんです。何か理由がありますか。銀行を圧迫しますか。制

限を撤廃したからといって、こんなに金利が安いのに銀行をそんなに圧迫しませんが。この辺はもう政策転換の時期じゃないでしょうかという意味なんです。だから、通り一べんの事務的な答弁じゃ、大臣どうかと思うんです。

この辺で確かにそういう方向に進むべき時代だと思ふとか、慎重に検討して努力してみますとか、何かあなたの答弁に言いなさいよ。あなたははっきりした功績を残さなさいよ。さすがは小沢郵政大臣だ、たいしたことないと思つていたけれども、こういう大問題を解決した、さすがはやはりりっぱな大臣だったということになるんですよ。これはほんとに郵政省としては考へていく点ですよ。国務大臣としても私は考へていい問題だと思うんですが、どうなんですか。

小沢国務大臣 私はどうも金融の専門家でありませんので、的確な答えになるかなんか分かりませんが、限界をつくつたということは、結局免税するということの意味でしたのだと思ひますが、私は三十万円から五十万円に上げて、今度はこれを当然百万円に上げるべきだと思います。私はそういう点におきまして、いま上林山先生のおっしゃつたような努力をしていきたいと思ひます。そうして国民の郵便貯金に対する意欲といいますか、それをひとつ大いに盛んにしていただきたい、そういうふうな思ふ次第でございます。

○上林山委員 どうも大事な点になると要領よくあなたは抜けた答弁をされますが、これは笑いごとではなくて、私の提案としてただ申し上げておきます。

すけれども、もうぼつぼつ政策転換をやつて、そうして全体としてのすべての預金の金利の調整をはかると同時に、制限を撤廃してやるのが私はほんとうは日本のためになると思つてゐるんです。決して銀行の金融を圧迫しません。しかもあなた、パーセントから見れば過減しているじゃありませんか。全体としては貯金の額はふえておりますけれども、しかし全預金に対して一三%であつたのが一五%になつてもいいんです。そういう方向に進めさせるためじゃなくて、この法案は足を引つぱつておる。さらにまた足を引つぱつていくとする意図が見えてならないというのが私の意見です。

預金の問題を有利にするには、この法案にまだあるんですよ。たとえば五十五条の二「(割増金品をつける取扱いは)」というところで「前項の取扱いは、その定期郵便貯金には、そのすえ置期間中利子をつけない」というのは一体どういうことですか。それから、それと同じようなことがほかにも出ております。引き出す場合はその月の十六日以降は利子をつけないとかいうようなこともあるようでありまして、こうしたようなところをもう少し考へて、預金者に有利な扱いをするような考へ方はないのか。十六日といえはあなた月の半分ですよ。十五日までのものならば利子の計算をする、十六日以後は計算をしない。これはいわゆる零細資金を集めておる郵便貯金の扱いとしては不親切じゃないですか、どうなんですか。大臣。こういうところにこまかい神経を使うべきですよ。しかも、据え置き期間中は利子をつけないというのはどういう意味なんですか。

○金澤政府委員 最初のお話にありました割増金定期は据え置き期間中は利子をつけないというの、その利子の前払いといつたしまして金品を出してゐるというやつになつておるわけでありまして、それでそういうことになつてゐると思ひます。

それから、十六日以降はつけないというところは、利子かせぎと申しますか、二月になるために、月の末日につけてまして、すぐ翌日にわたつて二月というやつにしようとするやうな、そういう利子かせぎというのを防ぐためにそういう規定を置いたわけでありまして。

○上林山委員 この零細な領金を利子かせぎという、国民大衆をそんな愚く見て郵便貯金を扱つてゐるというのじや不親切ですよ。しかも、月の半ばを過ぎたものには、十六日以降には利子をつけないという行き方は、今の答弁は詭弁ですよ。これは適当な方法で利子をつけるようにくめんとすとか一据え置き期間中利子をつけないといふことを法文にあらわす、こんな不親切なやり方がありますか。据え置き期間中は利子をつけませんと書いてある。こういうことは単なる事務的感覚じゃだめですよ。もう少し庶民の心理状態といふものをあなた方は把握しなければいけませんね。こういう点もいわゆる預金者の利益を擁護してあります。

それから、先ほど受田君も一言触れたやうであります、割増金品、せつかく「割増金品定期郵便貯金」となつておるのを「増増金品をつける取扱いはする定期郵便貯金」と長たらしく、しかも品物は時によつてやるかもしれぬけれども、やらない方針だと言つて

おる。そういう程度のもので、なぜこんな誤解を生ずるやうなことをわざわざ便乗して改正するのですか。前の法文のほうがいいですよ。あとからそういう疑わしい文言を入れるということはおかしいです。政策転換なら転換のやうにおつしやるならばけつこうで、す。そうでないでしよう。先ほどのほかの委員に対する答弁を聞いてみると、それはやらぬかもしれない、やるかもしれない、まあそういう意味でこれを改正するつもりです、こういう答弁だつた。これもおかしいですよ。どうなんですか。

佐藤(洋) 委員長代理退席、委員長着席

○金澤政府委員 これは法文の整備の關係でこういうふうなことがここに出てきたわけでありまして。

○上林山委員 整備が整備にならないです。これはどうせいままでの答弁の模倣では修正したほうがいいと思ひますが、いづれにいたしましても、こういうこととはだめですよ。だから、こういうことはおやめになつたほうがいいと思ひます。私は年賀はがきに対する景品も、ああいふ種類の景品はやめたほうがいいと思つてゐる一人です。むしろ郵便切手とか郵便の記念切手とか、あるいははがきとか、そうした郵政省内で発行するやうなものを景品として出すことは、私はある意味においていいことだと思ふのです。けれども、そうでないいわゆる品物を出すということは、年賀はがきの場合だつて、ほんとうはこれはやめたほうがいいと思つてゐる一人です。ましてや「割増金品定期郵便貯金」となつておるものを、

こんな紛淆を来たすやうな「割増金品」などというものは、これは事務が繁雑で、しかも預金者の立場からいってこれはいいことじゃないわけですね。理事の諸君が急いでおられるやうでございますので、私は明日の質問に二、三譲りますが、いまこの問題の答弁を願ひたいということ、もう一つは、大臣が、隠れみののやうに、預金者の保護をはかるんだ、そのためには審議会をつくるんだ、こう言つておられますが、審議会のメンバーはどんな人たちか、人員は何人くらいか、どの程度の権限を与えられてゐるのか、その性格あるいは構成、選ばれた審議会のメンバーの皆さんには相すまぬ言葉もかもしれません、私はたいして役に立たぬと思つておられます。それにしても、いま言つたやうなことを答弁を願ひたいと思ひます。

○小沢国務大臣 まだメンバーはきまつておりません。大体どういふ方を入れたらいいということは申し上げられると思ひますけれども、あすひとつ申し上げます。

○武田政府委員 郵政審議会の件につきまして補足的に御説明いたします。郵政審議会は、現在郵政審議会令、政令できめておられて、郵便事業、郵便貯金事業、郵便為替事業及び郵便振替貯金事業、簡易生命保険事業及び郵便年金事業、電波及び放送の規律に関する事務以外の電気通信に関する事務、主としてこういつたやうな問題につきまして、「行政事務及び業務に関する重要な事項を調査審議し、及びこれに關し必要と認める事項を關係大臣に建議する。」このたびのこの貯金法の改正によりまして、あらためて諮問

九

事項を明確にいたしましたので、この諮問に対しまして大臣に答申する、こういうふうな政令改正を予定しております。なお、この審議会のメンバーでございますけれども、現在定員四十名でございます。これをさらに五名追加いたします。そういたしますと、この四十名の大体の内訳は、実業界、それから学界あるいは行政方面に明るい人、また言論界の方、婦人代表、こういったような主として郵政関係の事業に御縁のある理解を持っておられる方というふうなところから選考して現在四十名の委員がおられます。

なお、委員の顔ぶれ等につきまして、あるいは後ほど名簿を提出させていただきます。ただ、今後はもう少しと思っております。

また、今後この審議会に、利率変更の政令改正の場合、諮問いたします関係で、さらに五名を増加いたします。これは、あらためてもう一部門をつくる予定でおります。そしてその方面には、経済金融関係について専門的な知識とか豊富な経験を持たれる方、また預金者の利益を代表できるような立場にある方、そういうような方をさらに委員として追加したい、こう考えております。

○上林山委員 いまのメンバーの構成では私が最初申し上げたとおり、国会がこの問題を慎重に審議するのに比べて預金者のためにはならない、あるいは全体の金融政策としても足りない点がある、こういうふうな思っておるわけです。だから、私はこの法案には反対でありますけれども、いずれにいたしましても、そういう審議会をつくらんとするならば、もう少し視野を広げて、しかも新しく五名などと言わない

で、それを十名なりそれ以上にふやすような気持ちで預金者なりあるいはそれに類したような人々をこれに入れるべきですよ。いままでの郵政審議会のメンバーに申しわけのちよこつと何か加える程度のもので、これはだめですよ。あるいはほかの審議会にもあるとおり、国会議員の有識たんのうの士を数名これに入れるのも一案であります。いずれにしても、もう少し預金者の利益を真剣にお考えにならないければ、これはだめだと私は思います。委員長、時間の関係もございまして、大蔵大臣が出席されるそうでありますから、両大臣おそろいのところで、質問が二、三ございましていただきます。きょうはこれを留保しまして、私の質問を終わりたいと思っております。

午後一時十七分散会